

鉛製給水管使用に関する誓約書

令和 年 月 日

(あて先)
前橋市公営企業管理者

私は、このたび前橋市 町 地内において給水装置工事の申込をいたしますが、当該土地は鉛製給水管を使用しています。

鉛製給水管は水が長時間滞留した場合、鉛が溶出し水道水の鉛濃度が水質基準を超過する恐れがあるため、前橋市水道局では、鉛製給水管について助成金制度を設け取替工事を勧めているとのことですが、工事費等の都合により既設の鉛製給水管を使用したいため、下記の事項について誓約します。

※鉛には蓄積性があり、摂取量が多くなると人の健康に対する影響が懸念されるため、平成2年から新たな使用は禁止しています。

記

- 1 長時間水道水を使用しなかった時は、使い始めにバケツ1杯程度を飲用以外の雑用水として使用すること。
- 2 今後、鉛製給水管に起因して前橋市水道局の修繕範囲内で漏水等が生じた場合、敷地内の掘削を伴う修繕工事等に対して異議を申し立てないこと。
- 3 当該給水装置の所有者及び使用者を変更する際は、継承者に鉛製給水管を使用していることを説明するとともに、本書の事項について継承させること。
- 4 上記以外の内容について、鉛製給水管使用に関して問題等が発生した場合は、前橋市水道局の指示に従い、申込者において速やかに対処すること。

給水装置工事申込者

☐上記誓約内容について確認しました。

住 所

氏 名

指定給水装置工事事業者
